

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律〔建築物エネルギー消費性能適合性判定〕
(令和7年4月1日より適用)

	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料 (第3条第1項第1号) 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料 (第3条第1項第3号)				建築物エネルギー消費性能適合性 変更判定申請手数料(第3条第1項第2号) 変更判定通知手数料(第3条第1項第4号) 軽微変更該当証明申請手数料(第3条第1項第7号)						
種別	第3条第1項第1号 第3条第1項第3号				第3条第1項第2号 第3条第1項第4号		第3条第1項第7号				
	床面積(㎡)				手数料額		手数料額				
住宅	一戸建ての住宅	基準仕様	～ 200 未満		17,000		左記の金額の2分の1	左記の金額に同じ			
			200 以上 ～		18,000						
		併用・計算仕様	～ 200 未満		24,000						
			200 以上 ～		27,000						
		計算仕様	～ 200 未満		33,000						
	200 以上 ～		37,000								
	一戸建ての住宅以外の住宅	仕様基準	～ 300 未満		32,000						
			300 以上 ～ 2000 未満		55,000						
			2000 以上 ～ 5000 未満		101,000						
			5000 以上 ～ 未満		153,000						
		仕様・併用・計算	～ 300 未満		49,000						
			300 以上 ～ 2000 未満		84,000						
			2000 以上 ～ 5000 未満		146,000						
			5000 以上 ～ 未満		214,000						
		計算仕様	～ 300 未満		67,000						
			300 以上 ～ 2000 未満		112,000						
			2000 以上 ～ 5000 未満		192,000						
			5000 以上 ～ 未満		275,000						
			非住宅	工場等	モデル建物法	～ 300 未満			18,000		
						300 以上 ～ 1,000 未満			25,000		
1,000 以上 ～ 2,000 未満						36,000					
2,000 以上 ～ 5,000 未満		93,000									
5,000 以上 ～ 10,000 未満		140,000									
10,000 以上 ～ 25,000 未満		174,000									
25,000 以上 ～		216,000									
モデル建物法以外	～ 300 未満			22,000							
	300 以上 ～ 1,000 未満			30,000							
	1,000 以上 ～ 2,000 未満			42,000							
工場等以外	モデル建物法	2,000 以上 ～ 5,000 未満		99,000							
		5,000 以上 ～ 10,000 未満		147,000							
		10,000 以上 ～ 25,000 未満		182,000							
		25,000 以上 ～		225,000							
		モデル建物法以外	～ 300 未満		85,000						
			300 以上 ～ 1,000 未満		108,000						
	1,000 以上 ～ 2,000 未満		143,000								
2,000 以上 ～ 5,000 未満			231,000								
備考		モデル建物法	5,000 以上 ～ 10,000 未満		302,000						
			10,000 以上 ～ 25,000 未満		363,000						
			25,000 以上 ～		426,000						
			モデル建物法以外	～ 300 未満		223,000					
				300 以上 ～ 1,000 未満		279,000					
				1,000 以上 ～ 2,000 未満		361,000					
		2,000 以上 ～ 5,000 未満		515,000							
		5,000 以上 ～ 10,000 未満		635,000							
		10,000 以上 ～ 25,000 未満		750,000							
		25,000 以上 ～		856,000							
○「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。なお、非住宅部分全体の用途が「工場等」と判断できないいわゆる複合用途の建築物については、「工場等」の部分を含めて非住宅部分全体を「工場等以外」として上記の床面積区分を適用することになります。 ○「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第一号ロ(平成29年3月15日付け国住建環第215号・国住指第4190号2.(1)①2)イにより基準省令第1条第1項第一号ロを適用する場合を含む。)によるものをいう。 ○「モデル建物法以外」とは、基準省令第1条第1項第一号イ又は同号ただし書(平成29年3月15日付け国住建環第215号・国住指第4190号2.(1)①2)イにより基準省令第1条第1項第一号ロを適用する場合を除く。)によるものをいう。 ○増改築に係る申請においては、増改築部分の床面積によって上記の床面積区分が適用されます。 ○変更(軽微変更を含む)に係る申請においては、変更する部分の床面積にかかわらず、変更後の全体の床面積により上記の床面積区分が適用されます。 ○山梨県の機関の長が行う、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知及び建築物エネルギー消費性能変更適合性判定通知、並びに建築物エネルギー消費性能軽微変更該当証明申請については、手数料はかかりません。											